



横須賀税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒 238-8565 横須賀市新港町1-8 Tel 046 (824) 5500 (代表)
※ おかけいただいた電話は、自動音声によりご案内しており、ご用件に応じて担当者がお受けします。

令和元年分の確定申告及び納付の期限は
所得税及び復興特別所得税・贈与税 3月16日(月) まで
個人事業者の消費税及び地方消費税 3月31日(火) まで
 口座振替日: 所得税及び復興特別所得税 4月21日(火)
 個人事業者の消費税及び地方消費税 4月23日(木)

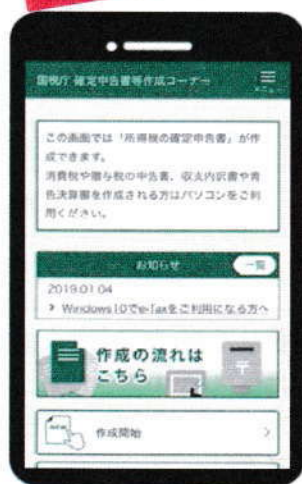
申告書作成会場の開設期間

開設期間	会場	所在地	時間
2月17日(月) ～ 3月16日(月) ※土、日及び祝日を除きます。(注)	横須賀税務署	横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎内	【受付】 午前8時30分から午後4時まで (提出は午後5時まで) 【相談】 午前9時から午後5時まで

(注) ただし、2月24日(月) 及び3月1日(日) は開場します。

- 上記期間以外は、税務署の申告書作成会場は開設していませんのでご了承ください。
- 会場が混雑している場合には、**受付を早めに締め切ります**ので、なるべく午後の早い時間までにお越しください。また、混雑の状況によっては長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承ください。
- 確定申告期間中、当庁舎の駐車場が満車の場合、**入庫待ちはできません**。

スマホからもe-Taxで送信できます！



『作成コーナー』
にアクセス！

◆ Android端末の場合は事前に
Google Chrome(グーグルクロム)
のインストールが必要です。



◆ スマホで見やすい専用画面
令和元年分申告から、スマホ専用画面を
ご利用いただける方の範囲が広がります。



スマートフォンからマイナンバーカードを利用して e-Tax で送信する場合は、
「マイナンバーカード対応のスマートフォン」が必要です。

対応機種の一覧はコチラ



送信方法、エラー解消など
作成コーナーの使い方に関するお問合せ

e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク ☎ **0570-01-5901** (全国一律市内通話料金)

受付時間: 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (休祝日及び12月29日～1月3日を除く。)

受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、**03-5638-5171**をご利用ください(通常の通話料金となります。)

(裏面もご覧ください。)



税 理 士 に よ る 無 料 申 告 相 談

相 談 期 間	会 場	所 在 地	相 談 時 間
2月3日(月) ～ 2月4日(火)	久里浜コミュニティセンター (久里浜行政センター内)	横須賀市久里浜 6-14-2	9:30～12:00 13:00～15:30
2月5日(水)	西コミュニティセンター ～税理士会による税理士記念日事業～	横須賀市長坂 1-2-2	
2月6日(木) ～ 2月7日(金)	三浦市民ホール (三崎フィッシャリーナ・ウォーフ「うらり」)	三浦市三崎 5-3-1	
2月12日(水) ～ 2月13日(木)	追浜コミュニティセンター北館	横須賀市夏島町12	

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます(配当所得がある場合、土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合、住宅借入金等特別控除を初めて受けられる場合を除く。)。申告書等の提出のみの受付は行いません(提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。)
- 混雑状況等により、受付を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。

市 役 所 で の 申 告 相 談 と 申 告 書 の 受 付

〔横須賀市〕※ 申告相談は「給与所得のみ」の方の簡易な還付申告が対象となりますのでご注意ください。

相 談 期 間	会 場	相 談 時 間
2月20日(木)	追浜行政センター	8:30～16:00
2月21日(金)	大津行政センター	
2月25日(火)～2月26日(水)	久里浜行政センター	
2月27日(木)～2月28日(金)	衣笠行政センター	
3月2日(月)	北下浦行政センター	
3月3日(火)～3月4日(水)	西行政センター	
3月5日(木)～3月6日(金)	浦賀行政センター	
3月9日(月)	逸見行政センター	
3月10日(火)	田浦行政センター	

〔三浦市〕

	相 談 期 間	会 場	時 間
申 告 相 談	3月2日(月)～3月16日(月) *土、日を除く	三浦市役所第2分館1階 市民交流スペース	10:00～15:00
申 告 書 受 付	2月17日(月)～3月16日(月) *土、日及び祝日を除く	三浦市役所分館1階 ④番税務課窓口	8:30～17:15

- 給与所得者のうち、還付申告の方(医療費控除を受ける方や年の中途で退職された方)の申告書を作成して提出できます。
- 給与所得の源泉徴収票、各種控除の証明書、筆記具、計算器具、印鑑、前年の申告書の控え(前年申告された方)、口座番号のわかるもの、マイナンバーカード又は通知カードなどのマイナンバーを確認できる書類をご持参ください。
- 横須賀市役所本庁舎では所得税の確定申告の相談及び受付はしていませんのでご注意ください。
- 年金収入がある方は、税理士による無料申告相談をご利用ください。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、「毎回」マイナンバーの記載と、本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。

医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。

※ 医療費控除の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(領収書の提出は不要となりました。)